

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件見直し概要

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	都道府県 その他	
(1)水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)		○		○	○	○	○	○	○	○		○		
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)		○		○	○	○	○	○	○	○		○		
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)※1	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限り)				○	○	○	○	○	○	○	○			
	流動床炉以外から生ずるばいじん				○	○	○	○	○	○	○	○			
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設)※1	脱水汚泥				○		○								
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○		
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	ばいじん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○										
—	廃稲わら	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	廃堆肥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	除染廃棄物※2	(除染実施区域内)													
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物※2	(地域限定なし)													

凡例： □従来から要件外 ○要件から除外※3 ◯□引き続き要件に該当 赤字(下線)は見直しによる変更箇所

※1 分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は要件から除く。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、溶出に関する知見が不足しているため、分流式下水道由来の汚泥を焼却したことにより生じたものも含むものとする。

※2 除染廃棄物については、規則制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物についても、現行の規定を維持する。

※3 要件から除外されるもののうち、廃稲わら・廃堆肥については排出時期を問わず特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外されるが、(1)～(5)の施設から生じる廃棄物については平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかなもののみ特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。